

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和52年6月、B社に社名変更。）における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を48年12月から49年9月までは8万6,000円、同年10月は16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月30日から49年11月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、C社に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年5月にA社に入社し、46年にA社支店（当該支店勤務者は本社にて一括適用）に異動、48年12月に関連会社であるD市内に所在するC社に転籍した後、52年5月には同社の解散に伴い再びA社に勤務したとしているところ、社会保険事務所の被保険者記録によれば、A社において44年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、48年12月30日に資格を喪失後、C社において49年11月1日に資格を取得している。

しかし、複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において勤務内容に変更は無く、継続してD市内に所在するA社の関連会社であるC社に勤務していたと認められる。

また、A社で経理を担当していた者に照会したところ、「D市内にあった関連会社の社会保険の事務手続、給与の支給等はA社本社で行っていた。」との供述を得ているほか、申立人が提出した当時の預金通帳によると、C社

に勤務していたころの給与振り込みがA社名義で行われていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社及びC社における申立人の申立期間前後の記録から判断すると、昭和48年12月から49年9月までは8万6,000円とし、同年10月は16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主も既に死亡していることから、事業主の家族に照会したところ、「関係書類も無く当時の事情は不明。」としているが、当該期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和48年12月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月から49年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合、保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、平成3年3月から同年9月までは30万円、同年10月から5年2月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から5年3月31日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額は平成3年3月から5年2月まで8万円とされているが、当時の報酬に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年3月から同年9月までは30万円、同年10月から4年9月まで及び同年10月から5年2月までは36万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年3月31日以降の同年4月6日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、3年3月から5年2月まで8万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人、元事業主及び申立人の同僚の供述から、申立期間当時、申立人は、A社において取締役であったことが推認できるが、元事業主に照会したところ、「申立人は取締役として営業所に勤務していたが、社会保険関係の事務手続は本社の経理担当常務がすべて行っており、申立人は、社会保険事務は担当していなかった。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において係る処理を行う合

理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年3月から同年9月までは30万円、同年10月から5年2月までは36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和48年3月1日に人事異動によりA社本店から同社B支店に異動したが、日付が空くことなく継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事関係記録及び複数の同僚の供述から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年3月1日に同社本店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年1月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る

同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 20 日から同年 12 月 1 日まで

平成 9 年 6 月から同年 11 月までの期間の標準報酬月額について、社会保険事務所に照会したところ、9 万 8,000 円との回答を得た。

平成 9 年 6 月 20 日から同年 12 月 31 日までの期間、A 社に勤務しており、給与は他の従業員よりも給与が高額となるとの理由で、関連会社である B 社（平成 9 年 11 月、C 社に社名変更。）から支払われていたが、申立期間について、毎月 36 万円の報酬を得ており、社会保険庁で記録されている標準報酬月額は実際の報酬と相違しているため、保険料控除額に記憶は無いが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 6 月 20 日から同年 12 月 31 日までの期間、A 社に継続して勤務していたとしているところ、社会保険庁の記録によると、同社の関連会社である B 社において同年 6 月 20 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 12 月 1 日に同社で資格を喪失後、同日に A 社で資格を取得し、同年 12 月 31 日に同社で資格を喪失しており、B 社に係る同年 6 月から同年 11 月までの期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円、A 社に係る同年 12 月の標準報酬月額は 36 万円とそれぞれ記録されている。

一方、B 社及び A 社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の両社の事業主に照会したところ、「申立期間当時の関係書類は無く、申立人に係る給与支払額についても記憶に無い。しかし、申立期間当時、申立人は A 社に勤務していたが、給与については、他の社員との関係等を考慮し、A 社のほか、関連会社である B 社、D 社及び私個人の計 4 か所から支給

しており、このうちB社において厚生年金保険の資格取得を行っており、申立期間における標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている金額相当であったと記憶している。その後、B社はC社に社名変更し、他社の傘下に加わることとなったことから、申立人については、平成9年12月1日に同社で資格を喪失し、同日にA社で資格を取得した。」との回答を得たものの、その後事業主との連絡が取れなくなったこともあり、申立人の申立期間における保険料控除額については確認できない。

また、D社の事業を事実上引き継いだE社（現在はC社。）に照会したところ、「当時の関係書類も無く、申立人の給与の額や保険料控除額についても不明である。」との回答を得ているほか、商業登記簿によると、B社は、複数回の商号変更の後、平成17年にF社に商号変更されていることから、同社及び同代表取締役に対し、申立人の給与支払、保険料控除等について照会したものの、回答を得ることができなかった。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとするA社の取締役等に照会したところ、「申立人は平成9年6月から12月までA社に勤務していたが、給与の額や保険料控除額については承知していない。」との供述を得ている。

なお、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 5 日から同年 10 月 16 日まで
③ 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社本社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び複数の同僚の供述により、申立人はA社B事業所に勤務していたことが推認できる。しかし、同名簿によると、申立人の厚生年金保険の記号番号欄が空白となっていることが確認でき、申立人と同頁に記載されている厚生年金保険の記号番号の記載の無い者について、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人を含めいずれも厚生年金保険の加入記録が確認できない上、同事業所は組保管掌健康保険加入事業所であることから、健康保険のみ加入させていた者が多数存在し、申立人も両申立期間は健康保険のみの加入であったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、両申立期間に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、「臨時職員の期間は厚生年金保険に加入していなかった。」、「昭和 34、35 年ころの臨時職員は厚生年金保険に加入していなかった。」との供述を得ており、申立人も両申立期間は臨時職員であったと供述していることから、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

2 申立期間③について、A社本社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び複数の同僚の供述により、申立人はA社B事業所に勤務していたことが推認できる。しかし、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和36年3月1日となっている。

また、社会保険事務所が保管するA社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和36年3月1日付けで67人が厚生年金保険の資格を取得しているが、このうち47人は同年8月11日付けで資格取得日が組合管掌健康保険の資格取得日に合わせて遡及訂正されており、これ以前に資格を喪失している申立人を含む20人は遡及訂正されていないことが確認できる。

この点について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に昭和36年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失している複数の同僚に照会したところ、いずれも「資格取得日以前から勤務していた。」と述べており、そのうちの一人は「当時は健康保険のみの加入であり、昭和36年から一斉に厚生年金保険に加入するようになった。」と供述していることから、申立人も当初組合管掌健康保険にのみ加入し、昭和36年3月1日に厚生年金保険に加入したが、遡及訂正を行った同年8月11日以前に退職したため、申立期間③は健康保険のみの加入期間のままであったことが推認できる。

さらに、厚生年金保険の資格取得日を遡及訂正していることが確認できる複数の者に遡及訂正期間の厚生年金保険料控除について照会したところ、「遡及訂正の経緯等については不明。」と供述している者のほか、「臨時職員の間の方の厚生年金保険料を追徴されたのでまとめて支払った。」との供述を得ている。

3 社会保険事務所の記録によると、A社B事業所は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、A社本社に当時の厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時の厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に関する届出の書類は既に廃棄しており不明。なお、申立人に提供した健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、当時の健康保険及び厚生年金保険の被保険者を管理するための記録簿として使用していたと思われるが、内容について説明できる者がいない。」との回答を得ている。

なお、申立期間のすべてについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。